

【資料2－別冊】

亘理町

津波避難計画

(案)

令和2年4月

亘理町

# 目 次

## I 計画の基本的な考え方

I-1	はじめに	1
I-2	計画の目的	2
I-3	計画の位置づけ	2
I-4	本計画で記載する項目	3
I-5	計画の修正	4

## II 計画内容

II-1	津波避難先の考え方	5
II-2	津波避難対象地域	6
II-3	津波に関する避難指示（緊急）等の発令基準	9
II-4	津波災害対応に関する町職員の配備体制	10
II-5	津波に関する情報の伝達	12
II-6	津波避難の方針	15
II-7	各地区の津波避難方法	18
II-8	町民等の津波避難に関する行動	35
II-9	消防団員の避難誘導等の活動に関する行動	35
II-10	港等における津波避難に関する行動	36
II-11	要配慮者の避難誘導支援に関する行動	36
II-12	社会福祉施設・医療機関における津波避難に関する行動	37
II-13	学校等における津波避難に関する行動	37
II-14	集客施設における津波避難に関する行動	37

## I 計画の基本的な考え方

### I-1. はじめに

#### (1) 津波避難の必要性

亘理町では、東日本大震災と同レベルの津波からの防災と最大最悪津波からの減災を図るため、防潮堤や避難道路、防災公園等の整備を進めており、これらによる津波被害の軽減と住民や観光客等の安全確保に取り組んでいます。

しかし、津波が発生するおそれがある場合には、以下に示す理由により、一人ひとりが「迅速に」避難することが重要です。

- 津波の来襲を完全に予測することは難しく、避難すべきかすべきでないかを町が即判断することが困難な場合があります。
- 大きな揺れの後に起こる津波の場合には、津波警報、避難指示等の伝達が津波の到達までに間に合わないことも考えられます。
- 防潮堤等が整備された後であっても、実際の津波の高さが防潮堤の高さを上回る可能性があります。

津波避難の際は、一人ひとりが迅速な避難を行う必要があります。

#### (2) 津波避難の場合に目指す場所

亘理町の津波避難においては、以下の場所を目指して避難して下さい。

- ①津波浸水リスクの少ない内陸部を目指してください。
- ②内陸部まで避難する時間がない場合は、近くの学校などの避難場所等、少しでも高い場所を目指してください。

本計画で避難場所等を設定していますが、絶対にそこを目指して逃げなければならないということではありません。各個人が、より安全と思われる場所を選んで、そこに迅速に避難してください。

#### (3) 亘理町の津波避難

自動車での避難は交通渋滞を招くおそれがあるため、避難手段は原則徒歩としておりますが、

- ・海岸部は平地部が続いており、周辺には高い場所がないこと
- ・海岸部から西側の内陸部まで約5kmの距離であり、徒歩での避難が困難な地域もあること
- ・普段から、自動車を主な移動手段としている人が多いこと

等の理由により、自動車での避難も考慮した津波避難計画としています。

また、今後も自動車を使った避難訓練等の実施・検証を行いながら、安全な場所にすみやかに避難することを目的とし、避難計画をより実効性のあるものにしていきます。

津波が今後いつ起こるかはわかりません。10年後、50年後に備え、本避難計画を次の世代に継承していくことが大切です。

## I-2. 計画の目的

東日本大震災時の津波災害を教訓に、今後の津波に対する避難行動については、内閣府中央防災会議のワーキンググループより、以下のような基本的な考え方が示されました。

- ・津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの迅速かつ主体的な行動が基本となること。
- ・強い揺れや弱くても長い揺れを伴う地震が発生した場合には、最大クラスの津波高を想定し、自らできる限り迅速かつ高い場所に避難することが重要であること、また、その際には、時間的な猶予がある限り、できる限り高く安全な場所を目指すという姿勢が重要であること。

(出典：津波避難対策検討ワーキンググループ報告(平成24年7月))

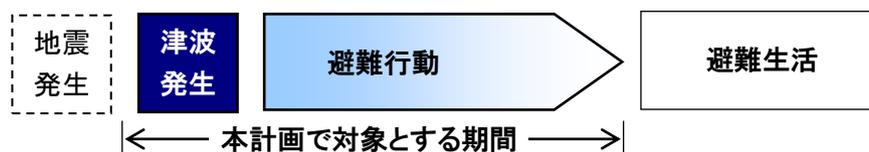
津波から生命を守るには、津波から逃げることを最も重要になることを念頭に、本計画においては、最大クラスの津波に対し、人的被害を可能な限り軽減するため町民等が円滑な津波避難を行うための行動要領を定めることを目的としています。

## I-3. 計画の位置づけ

本計画は、亘理町を対象とした津波避難計画であり、町民等が円滑な津波避難を行うための行動要領を定めたものです。

本計画は、今後、地域ごとに策定していく「地域津波避難計画」や「事業者等が策定する避難計画」等の基本となるものです。

なお、本計画で対象とする期間は、町民等の生命や身体の安全を確保するため、下図に示すように津波発生からの避難行動までとします。



## I-4. 本計画で記載する項目

以下に、本計画で記載する項目と、その概要を示します。

- ・ **津波避難先の考え方**

津波避難先の区分と、本計画に記載している用語について説明しています。

- ・ **津波避難対象地域**

津波浸水想定区域の設定と、津波避難対象地域について記載しています。

- ・ **津波に関する避難指示（緊急）等の発令基準**

避難指示等の発令基準、避難指示と勧告の区分について記載しています。

- ・ **津波災害対応に関する町職員の配備体制**

津波が発生した場合の、町の初期活動の流れ、町の配備体制の基準について記載しています。

- ・ **津波に関する情報の伝達**

気象台から発表される「津波に関する情報の種類」と、「町民等への伝達方法」について記載しています。

- ・ **津波避難の方針**

互理町における津波避難の方針について記載しています。

- ・ **各地区の津波避難方法**

各地区について設定した津波避難方法を、図・表により説明しています。

- ・ **町民等の津波避難時の避難行動**

町民等が津波避難する際の留意点について記載しています。

- ・ **消防団員の避難誘導等の活動に関する行動**

消防団員が津波避難誘導を行う際の、留意点について記載しています。

- ・ **港等における津波避難に関する行動**

港等で活動する事業者や釣り客等が、津波避難する際の留意点について記載しています。

- ・ **要配慮者の避難誘導支援に関する行動**

要配慮者の避難誘導支援を行う場合の、留意点について記載しています。

- ・ **社会福祉施設・医療機関における津波避難に関する行動**

社会福祉施設・医療機関における津波避難誘導を行う際の留意点について記載しています。

- ・ **学校等における津波避難に関する行動**

学校、幼稚園、児童福祉施設における児童・生徒・幼児の津波避難誘導を行う場合の留意点について記載しています。

- ・ **集客施設における津波避難に関する行動**

商業施設等、不特定多数の人が出入りする施設における、津波避難の際の留意点を記載しています。

## I-5. 計画の修正

---

本計画は、津波災害発生時、人命に直接的に係る計画であることから、以下のような場合において、見直す必要があると認めるときは、これを修正し、津波避難計画の確立に万全を期することとします。

- 復興事業の進展に伴う沿岸域の利用形態や人口構造等の社会環境に大きな変化があった場合
- 津波災害に対する新たな知見が得られた場合
- 避難訓練の実施・検証結果により、見直しが必要な場合
- 自主防災組織や事業者等が作成する津波避難計画等との整合が必要な場合
- その他、町長が見直す必要があると認める場合

なお、今後地域毎に作成する津波避難計画との整合が必要になった場合は、本計画についても内容の見直しを行います。

## Ⅱ 計画内容

### Ⅱ-1. 津波避難先の考え方

津波避難先は、下表に記載のある「指定避難所」、「指定緊急避難場所」、「緊急時一時避難場所」とします。

なお、対象災害が津波以外（地震、風水害等）の避難所、避難場所に関しては、津波からの避難先としては不適當な場所に立地している場合もあるので、別に設定します。

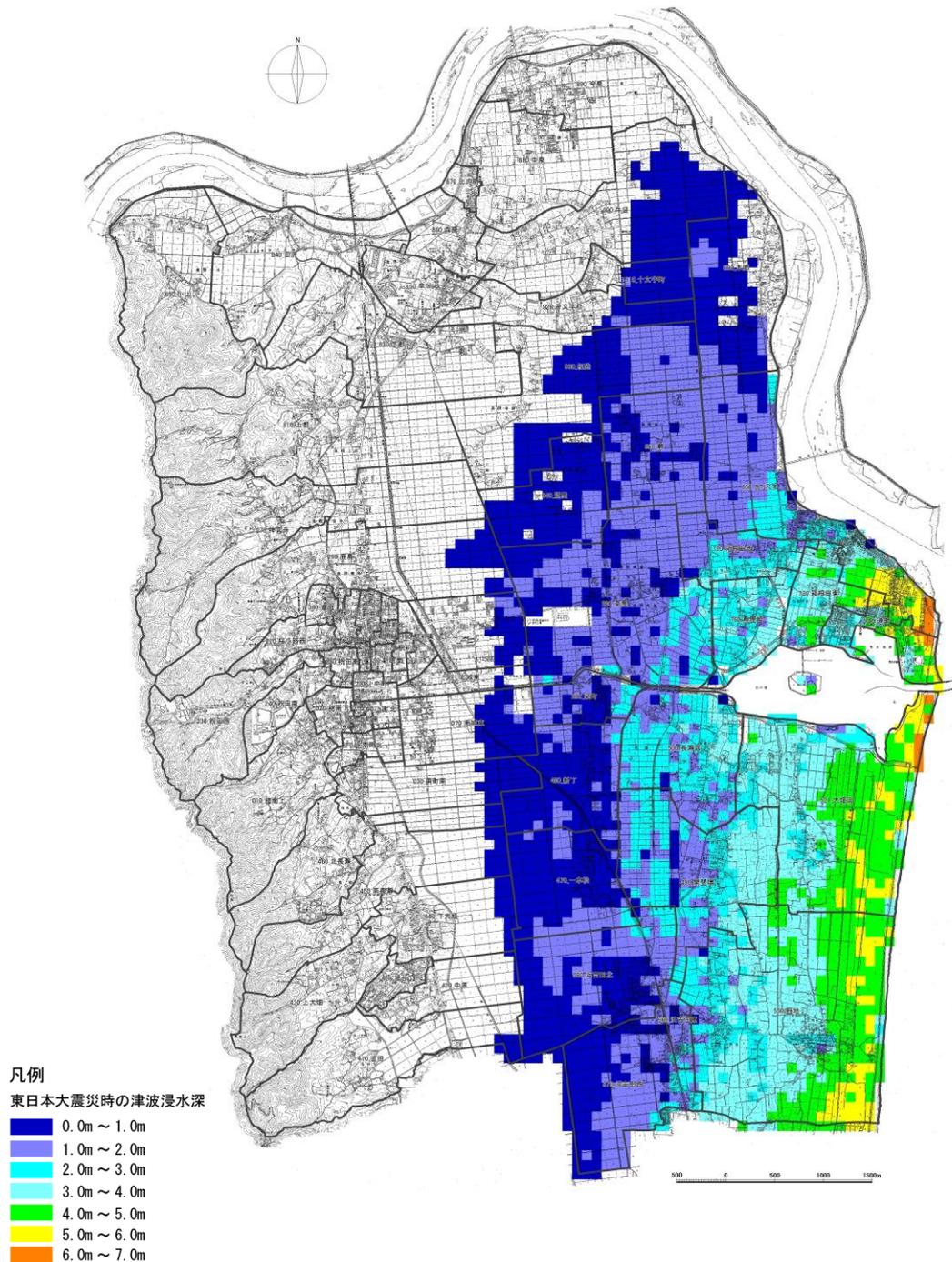
#### 用語の定義

用語	定義
1 津波浸水想定区域	津波が陸上に遡上した場合に浸水が予測される範囲をいいます。 本計画においては、平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波で浸水した範囲を指します。
2 避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域内に集落が含まれる地域をいいます。
3 徒歩避難通過地点	避難者が避難対象地域の外へ避難する際の目標とする地点をいいます。徒歩避難通過地点到達後も、その先にある指定緊急避難場所を目指して、避難行動を続けます。
4 緊急時一時避難場所	津波浸水想定区域内において、地域住民等が一時もしくは緊急に避難・退避するための施設等をいいます。
5 指定緊急避難場所	津波の危険から避難するために、津波浸水想定区域の外側に定める場所をいいます。
6 指定避難所	災害により避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設をいいます。
7 避難路	避難先まで最も短時間で、かつ安全に到達できる道路で、今後整備される道路を含みます。
8 水平避難	避難対象地域から、東日本大震災時の津波到達ラインの外側(東→西)に向かう水平方向の避難のことをいいます。
9 垂直避難	避難対象地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急に、近傍の建物の上層階、屋上等に避難することをいいます。
10 避難可能地域	津波の到達までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが可能な地域をいいます。
11 避難困難地域	津波の到達までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいいます。
12 津波に関する情報	大津波警報、津波警報、津波注意報等の津波に関する情報を総称していいます。

## Ⅱ-2. 津波避難対象地域

### (1) 津波浸水想定区域

本計画では、東日本大震災時の津波において浸水した区域を、津波浸水想定区域として設定します。



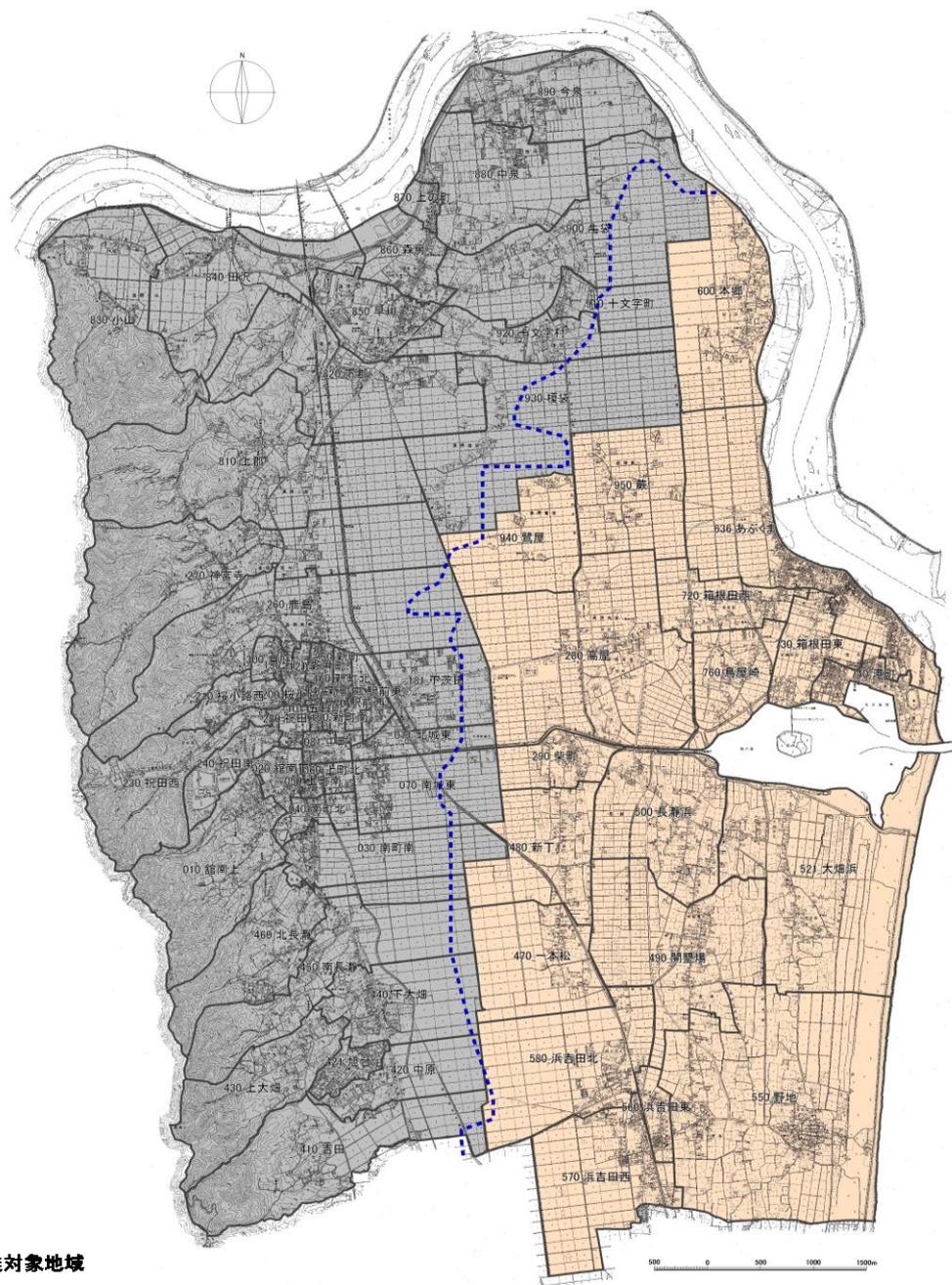
図Ⅱ-2-1 津波浸水想定区域(東日本大震災による津波浸水実績)

## (2)津波避難対象地域

東日本大震災時の津波到達ラインよりも東側に地域の主要集落部が含まれる地域を、津波避難対象地域とします。東日本大震災の津波到達ラインに地域がかかっている場合、主要集落部が津波浸水エリア外である地域については、対象外としました。

以下に対象地域を示します。

<b>津波避難対象地域</b> <b>(20 地域)</b>	高屋、柴町、一本松、新丁、開墾場、長瀬浜、大畑浜、野地、浜吉田東、浜吉田西、浜吉田北、本郷、あぶくま西側、あぶくま東側、箱根田西、箱根田東、港町、鳥屋崎、鷺屋、蕨
-----------------------------------	---



### 凡例

■ 避難対象地域

■ 対象外

■■■■ 東日本大震災時の津波到達ライン

図 II-2-2 津波避難対象地域

### (3)津波避難対象者

津波避難対象者は、津波発生時に避難対象地域にいる住民等とし、観光客、釣り客や復興事業従事者等を含めるものとします。

避難場所の収容人数等の設定においては、昼間人口に観光客、復興事業従事者等を加えた人口よりも夜間人口の方が多いことから、夜間人口を対象とします。

昼間人口 + 「観光客、復興事業従事者等」 < 夜間人口
------------------------------

## II-3. 津波に関する避難指示(緊急)等の発令基準

町は、町民等の安全かつ迅速な避難誘導を行うため、避難指示(緊急)等の具体的な発令基準をあらかじめ定めています。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難勧告等に関するガイドライン」(平成31年3月)を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努めます。

発令した場合には、さまざまな環境下にある職員や住民等に対し、津波警報・注意報等の伝達手段として、防災行政無線、サイレン、広報車のほか、関係事業者の協力を得ながら、FMラジオ等、携帯メール(亶理町メール配信サービス(ほっとメール便)、緊急速報メール)等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう情報伝達を行います。

### 避難指示(緊急)等の発令基準

種別	地震・津波の状況	発令時期(実施時期)	発令対象区域
避難指示(緊急)	津波注意報、津波警報、大津波警報の発表を覚知したとき及び法令の規定により津波注意報、津波警報、大津波警報の通知(気象業務法第15条第2項)を受けたとき。	自動的	避難指示(緊急)の発令対象区域は、津波警報等で発表される津波高に応じてあらかじめ設定する。 基本的な区分は以下のとおり。 ・大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域 ・津波警報：高さ3mの津波によって浸水が想定される地域(常磐自動車道より東側の区域) ・津波注意報：海岸堤防等より海側の地域
	強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い揺れであっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、かつ町長が避難の必要を認めるとき。	可能な限りすみやかに	

なお、遠地津波発生時は、発表された大津波警報・津波警報・津波注意報の区分に応じ、上記に準じて対応するとともに、津波到達予想時刻が出された場合には、それを参考に確実な避難に結びつくよう、避難指示(緊急)等の発令時期を考慮します。

### 【参考】避難指示(緊急)と避難勧告の区分

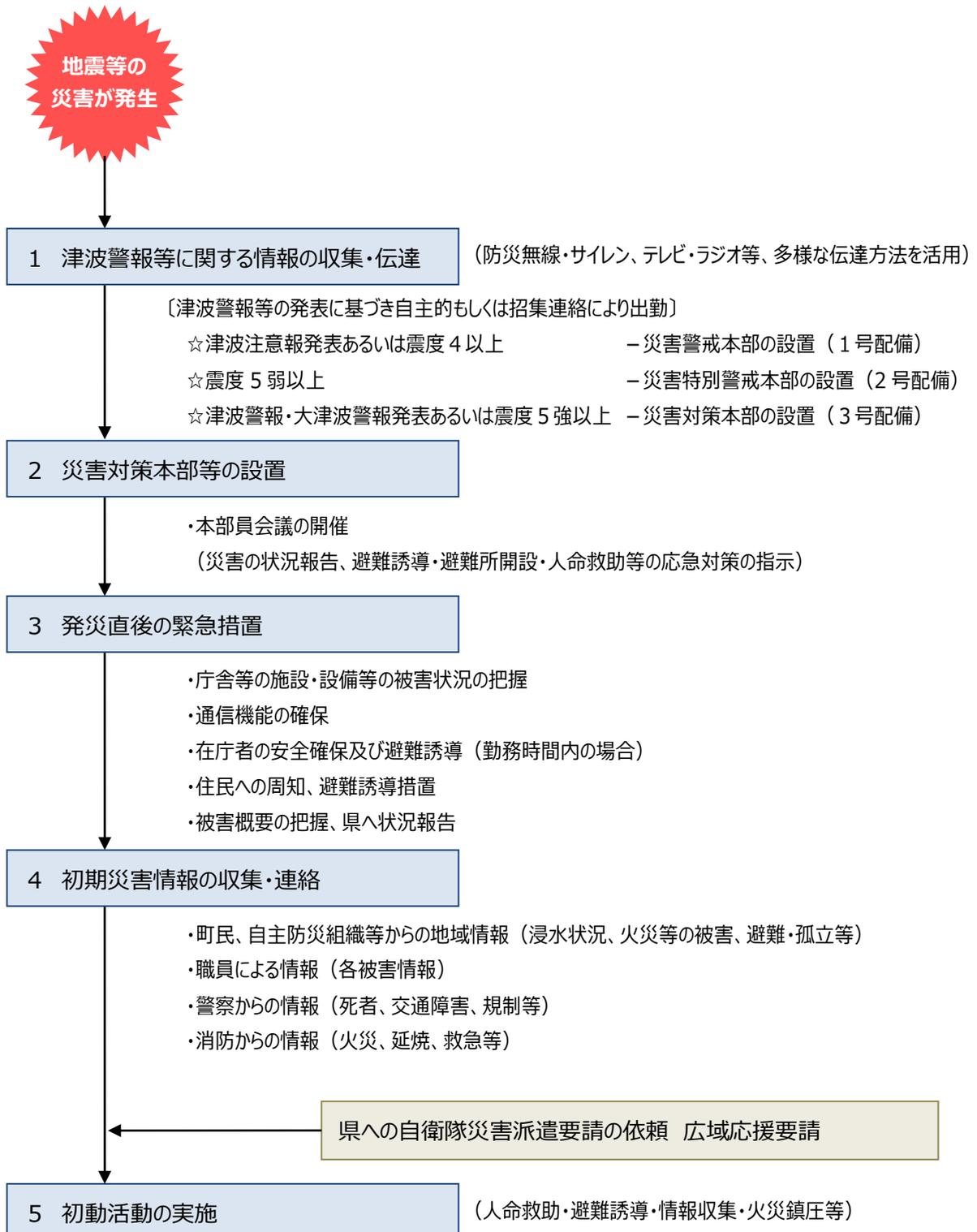
種別	説明
避難勧告	災害を知覚し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。
避難指示(緊急)	災害の危険が目の前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。

## II-4. 津波災害対応に関する町職員の配備体制

### (1) 災害時の初動活動の流れ

津波が発生した場合、町の初動活動の流れは次のとおりとします。

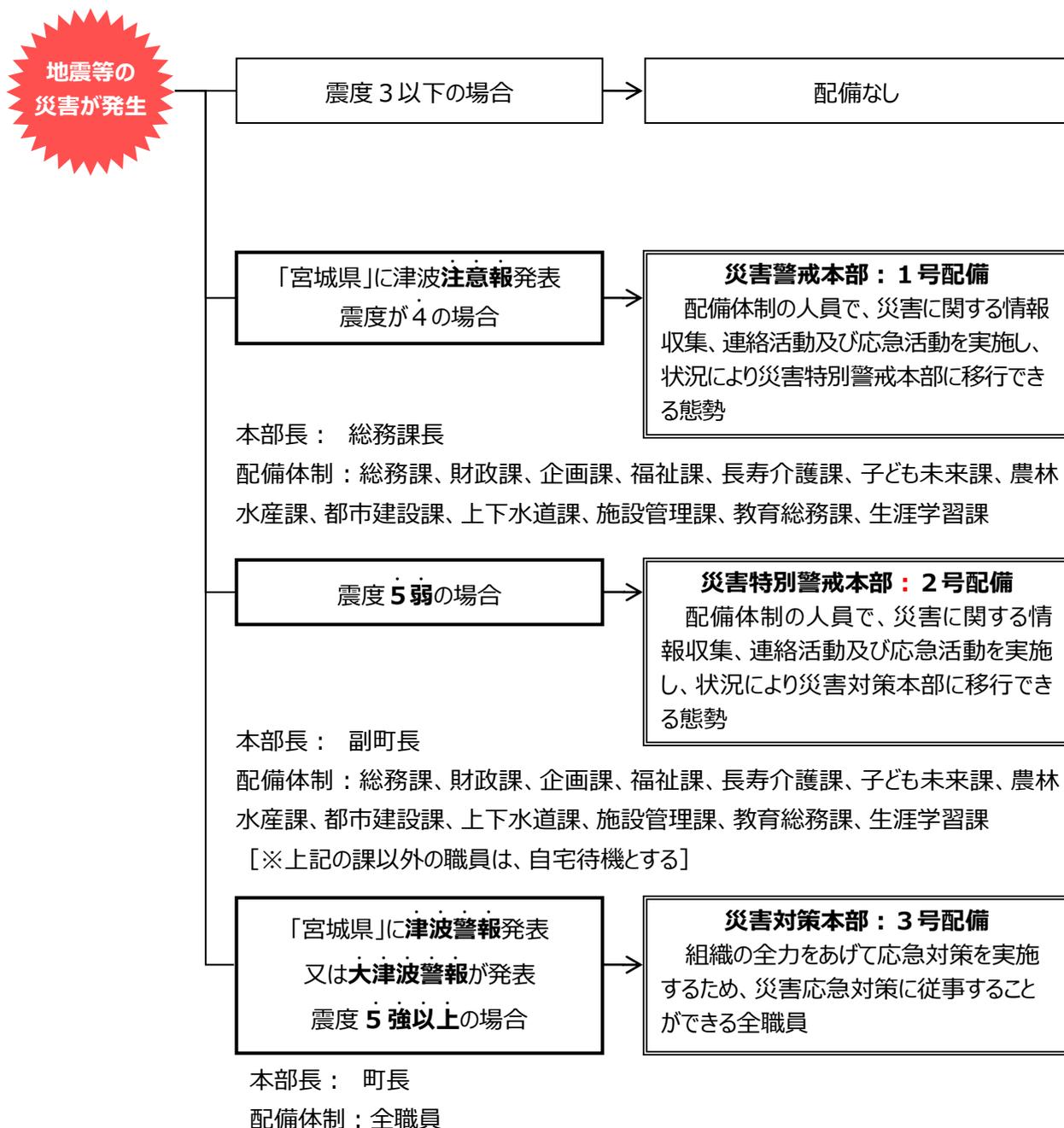
#### 災害時の初動活動の流れ



## (2) 配備体制の基準

町域で津波災害が発生し、または津波災害が発生するおそれがある場合には、「災害対策基本法」第23条の2第1項の規定に基づき、亘理町災害対策本部を設置し、災害応急体制を確立します。

### 配備基準及び体制



## II-5. 津波に関する情報の伝達

町民等は、津波が予想される地震等が発生した場合に、津波に関する情報を収集し、その情報をもとに避難を実施します。

以下に、気象台から発表される「津波に関する情報の種類」及び「その情報の町民への伝達方法」を示します。

### (1)気象台等から発表される津波に関する情報の種類

#### ①津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での 発表	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台など安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ ≤10m		
		3m<高さ ≤5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ ≤3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ ≤1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。また、陸域においても、海岸堤防がないなどのため、浸水が想定される地域にいる場合は、ただちに高台など安全な場所へ避難する。

(出典：互理町地域防災計画第2編津波対策編)

- 注)1. 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行います。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合があります。
2. 「津波の高さ」とは津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時間に津波がなかったとした場合の潮位（平常潮位）との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

## ②津波情報

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(出典：互理町地域防災計画第2編津波対策編)

※1. 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

### 最大波の観測値の発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2. 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表します。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の予報区において沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

- ・ 沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

### 沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

## (2)町民等への津波に関する情報の伝達

町が気象台等より津波警報等の情報を収集した場合、及び気象台等からの情報内容により避難指示（緊急）等を発令する場合には、以下の発信内容及び伝達経路により町民へ速やかに津波に関する情報を伝達します。

なお、その他の津波に関する情報についても、津波警報等の伝達経路に準じます。

### 津波に関する情報の伝達方法

津波警報等の種類	発信内容	伝達経路
大津波警報 (特別警報)	・津波の到達予想時刻 ・予想される津波の高さ ・直ちに高台等へ避難すること	ア 防災行政無線（屋外型）（J-ALERT） イ サイレン ウ 広報車※ エ 緊急速報メール オ 自主防災組織※ カ ラジオ・テレビ キ 互理町メール配信サービス（ほっとメール便）
津波警報	・現状で把握している危険情報（津波の到達状況（到達地点、その高さ））	
津波注意報	・津波の到達予想時刻 ・予想される津波の高さ ・現状で把握している危険情報（津波の到達状況（到達地点、その高さ））	

※大津波警報、津波警報について伝達する場合は、津波到達時間を考慮し、巡回者の安全が確保できる場合のみとします。

## II-6. 津波避難の方針

---

津波避難の方針は、以下のとおりです。

津波浸水想定区域内の住民等の方々全員が、すみやかに避難できる方法について、地域ごとに、下記の手順により検討していくこととしました。

なお、算出にあたっては、各津波避難対象地域の重心部から、津波浸水想定区域の外側までの避難を前提とし、また各地域の避難方法については、最も早く且つ確実に取れる方法を示しています。

よって、津波避難の際には、本計画で示す地域ごとの避難先・避難方法を踏まえつつも、より安全と思われる場所を各個人が判断し、迅速に避難することが必要となるものです。

### <検討の手順>

【手順①】 徒歩による水平避難の可否を検証します。

【手順②】 徒歩による水平避難が不可能な地域は、津波浸水区域内にある小・中学校へ、徒歩による垂直避難が可能かどうか検証します。

(2階建て以上・1,000人以上を収容可能な小中学校)

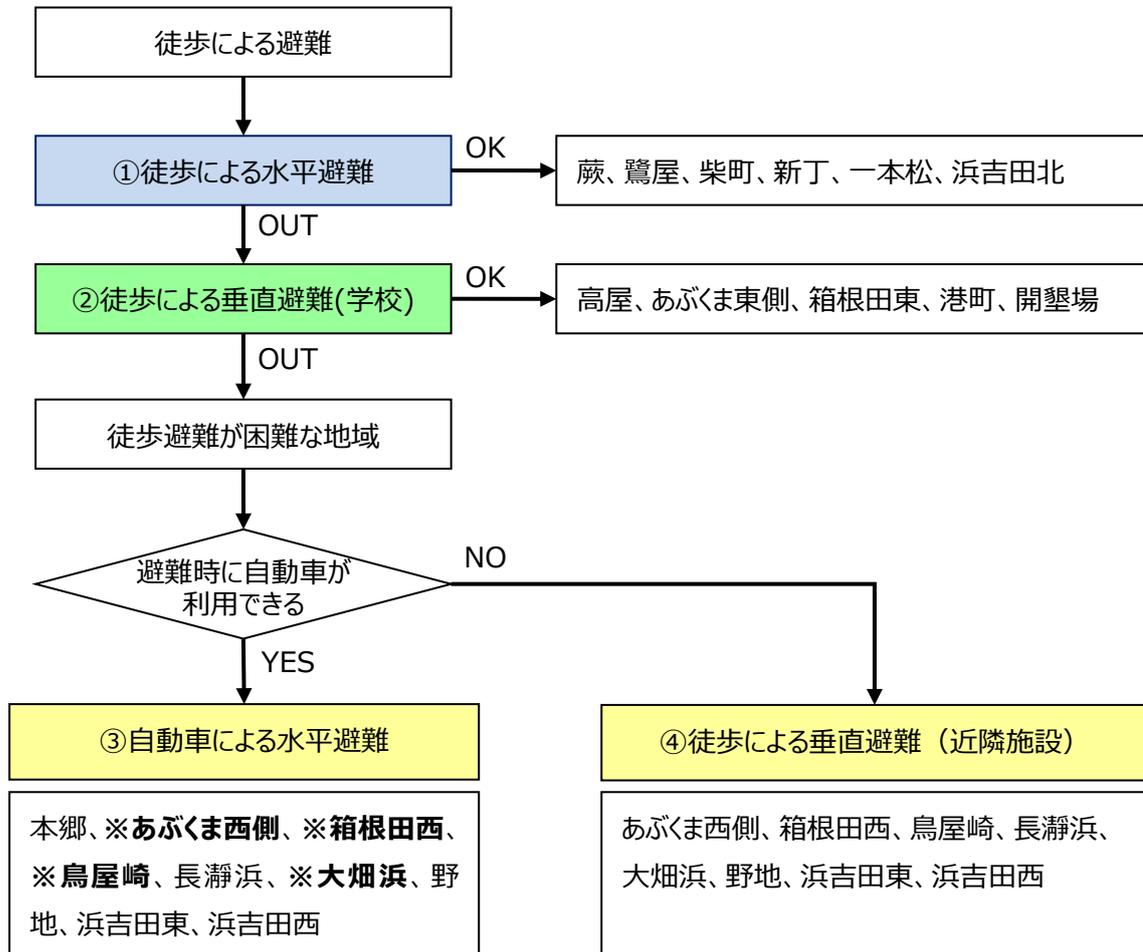
【手順③】 徒歩による水平・垂直避難が困難な地域に関しては、自動車を活用できるかどうかにより、自動車による水平避難を検証します。

【手順④】 一方で、避難時に自動車を利用できない方は、津波浸水区域内にある小・中学校以外の施設への徒歩による垂直避難を検証します。

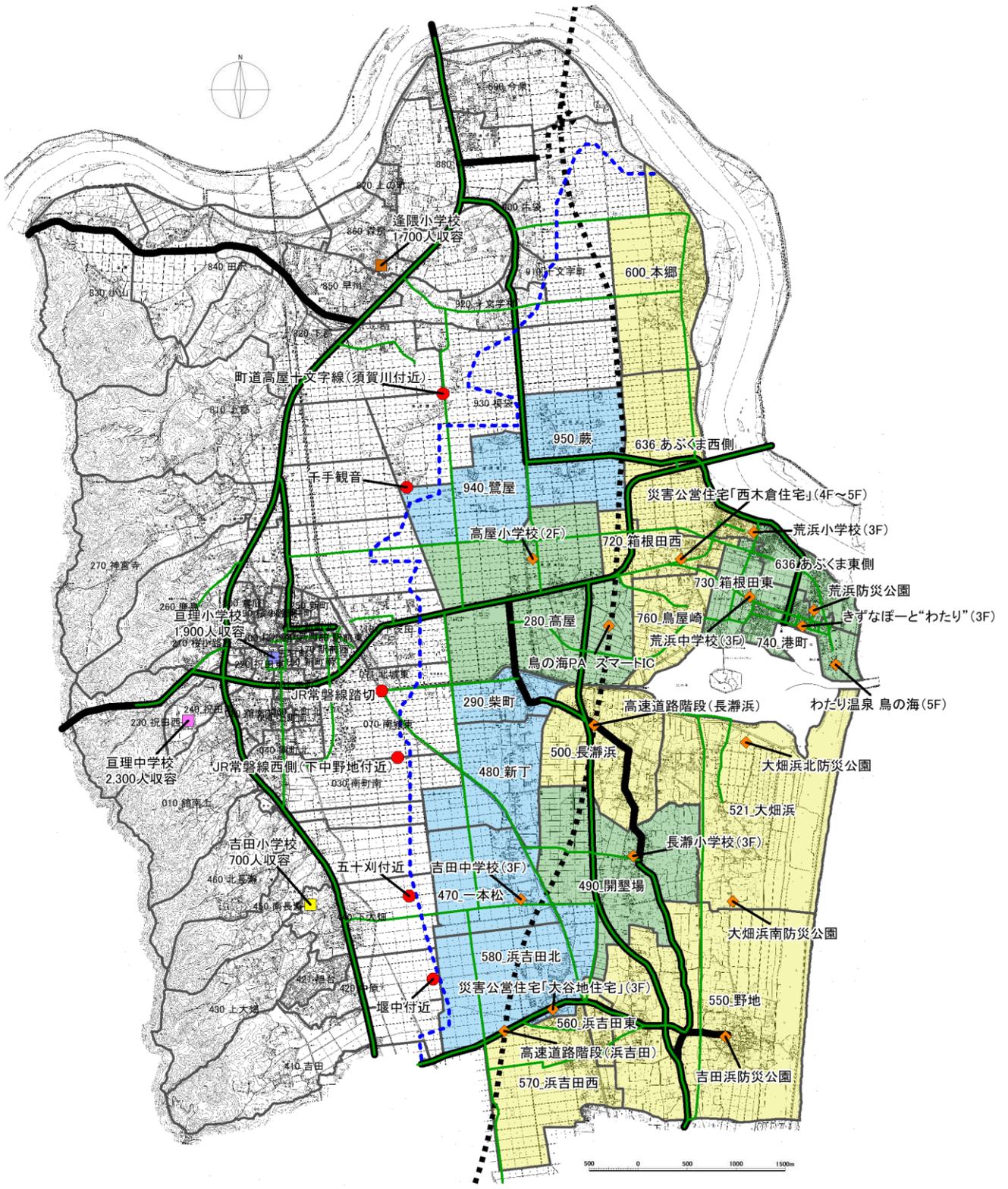
なお、避難時の交通渋滞を少しでも減らすため、内陸部に近い地区および近隣の小・中学校に垂直避難ができる施設等がある地区については、基本的に、徒歩による避難を優先的に考えることとするものです。

また、各手順での算出にあたり、避難可能時間を45分間(津波到達までの時間60分間－避難開始までに要する時間15分間)と設定し、その時間内での可否を判断するものであり、避難移動速度は、徒歩：2km/h、自動車：10km/hとして算定しました。

## 津波避難フロー



※ あぶくま西側、箱根田西、鳥屋崎、大畑浜については、現在整備中の避難路が完成・開通するまでの間は、自動車による避難移動速度が 3.9km/h になるものと見込まれることから、原則として、④徒歩による垂直避難（近隣施設）を基本とするものです。



凡例

- ① 徒歩による水平避難を行う地域
- ② 徒歩による垂直避難を行う地域
- ③ 自動車による水平避難
- もしくは徒歩による垂直避難を行う地域

道路施設

- 高速道路
- 国・県道
- 2車線以上道路
- 東日本大震災時の津波到達ライン

- 徒歩避難通過地点
- ◆ 緊急時一時避難場所

図 II-6 避難方針図

## Ⅱ-7. 各地区の津波避難方法

各地区（全 20 地区）の、津波避難方法を以下に示します。

津波避難方法に関しては、昼間・夜間に関わらず避難行動の元となるものとしています。

表Ⅱ-7 各地区の津波避難方法

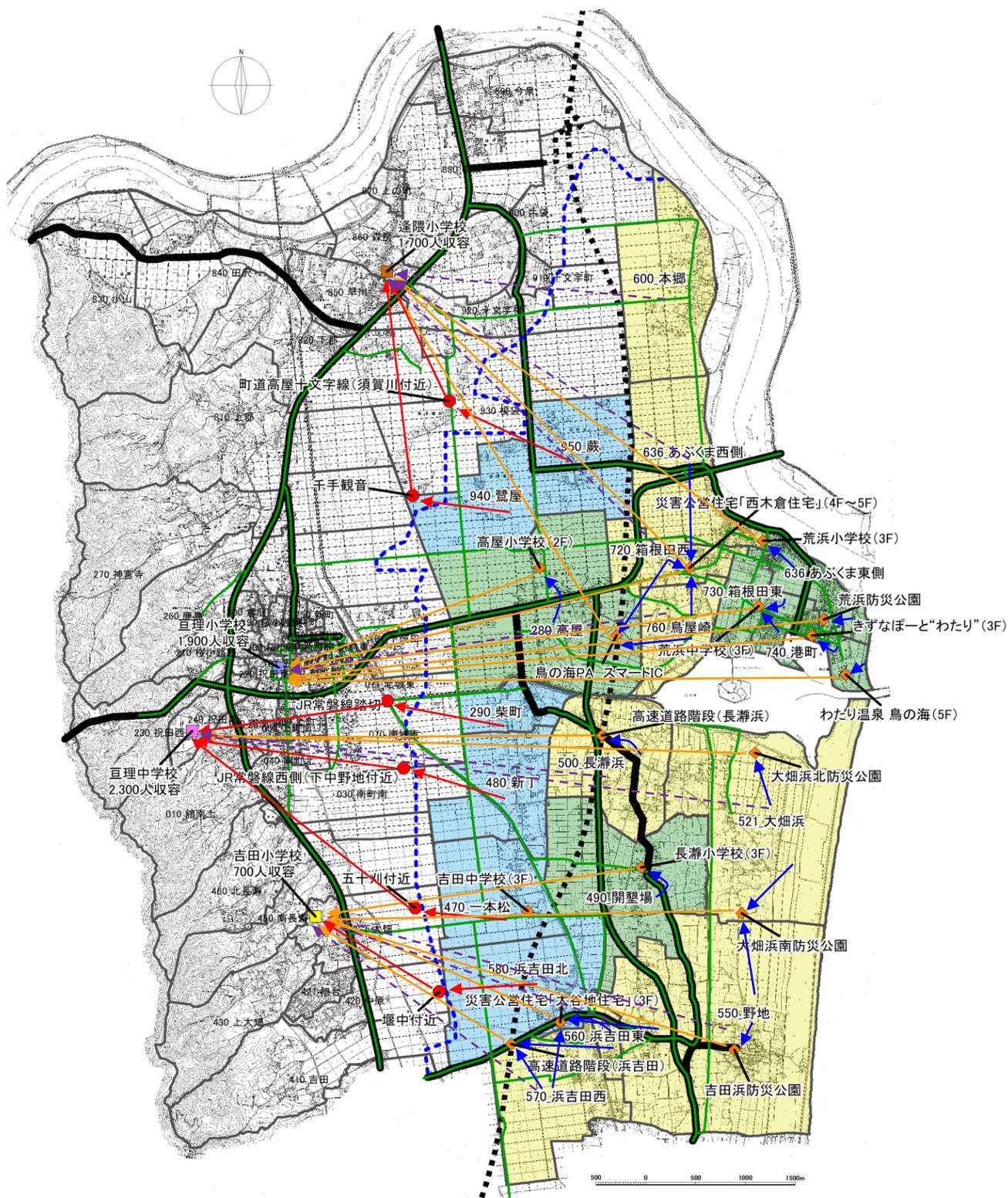
No.	地区名 (行政区名)	避難方法	指定緊急 避難場所	徒歩避難通過地点	緊急時一時避難場所
1	蕨	徒歩による水平避難	逢隈小学校	町道高屋十文字線 (須賀川付近)	-
2	鷲屋	徒歩による水平避難	逢隈小学校	千手観音	-
3	柴町	徒歩による水平避難	巨理中学校	JR 常磐線踏切	-
4	新丁	徒歩による水平避難	巨理中学校	JR 常磐線西側 (下中野地付近)	-
5	一本松	徒歩による水平避難	巨理中学校	五十刈付近	-
6	浜吉田北	徒歩による水平避難	吉田小学校	堰中付近	-
7	高屋	徒歩による垂直避難	巨理小学校	-	高屋小学校
8	あぶくま東側	徒歩による垂直避難	逢隈小学校	-	荒浜小学校
9	箱根田東	徒歩による垂直避難	巨理小学校	-	荒浜中学校
10	港町	徒歩による垂直避難	巨理小学校	-	荒浜中学校 きずなぽーと“わたり” 荒浜防災公園 わたり温泉鳥の海
11	開墾場	徒歩による垂直避難	吉田小学校	-	長瀬小学校
12	本郷	自動車による水平避難	逢隈小学校	-	-
13	※あぶくま西側	(自動車による水平避難) 徒歩による垂直避難	逢隈小学校	-	災害公営住宅「西木倉住宅」
14	※箱根田西	(自動車による水平避難) 徒歩による垂直避難	逢隈小学校	-	災害公営住宅「西木倉住宅」 鳥の海 PA スマート IC
15	※鳥屋崎	(自動車による水平避難) 徒歩による垂直避難	巨理小学校	-	災害公営住宅「西木倉住宅」 鳥の海 PA スマート IC
16	長瀬浜	自動車による水平避難 徒歩による垂直避難	巨理中学校	-	高速道路階段（長瀬浜）
17	※大畑浜	(自動車による水平避難) 徒歩による垂直避難	巨理中学校	-	大畑浜北防災公園 大畑浜南防災公園
18	浜吉田西	自動車による水平避難 徒歩による垂直避難	吉田小学校	-	災害公営住宅「大谷地住宅」 高速道路階段（浜吉田）
19	野地	自動車による水平避難 徒歩による垂直避難	吉田小学校	-	災害公営住宅「大谷地住宅」 吉田浜防災公園 大畑浜南防災公園
20	浜吉田東	自動車による水平避難 徒歩による垂直避難	吉田小学校	-	災害公営住宅「大谷地住宅」 高速道路階段（浜吉田）

●自動車による水平避難

留意事項①：上記避難場所にて受け入れができない場合は、巨理高校体育館、逢隈中学校を使用します。

留意事項②：緊急時一時避難場所から指定緊急避難場所までの移動は、関係機関と調整し、移動手段を確保します。

※あぶくま西側、箱根田西、鳥屋崎、大畑浜については、現在整備中の避難路が完成・開通するまでの間は、自動車による避難移動速度が 3.9km/h になるものと見込まれることから、原則として、近隣施設への徒歩による垂直避難を基本とするものです。



凡例

- ① 徒歩による水平避難を行う地域
- ② 徒歩による垂直避難を行う地域
- ③ 自動車による水平避難  
もしくは徒歩による垂直避難を行う地域

道路施設

- 高速道路
- 国・県道
- 2車線以上道路
- 避難の方向(徒歩)
- 避難の方向(自動車)
- 垂直避難
- 避難の方向(町、関係機関による移動)

東日本大震災時の津波到達ライン

- 徒歩避難通過地点
- 緊急時一時避難場所

図 II-7-1 各地区の避難方法

## 各地区の津波避難方法

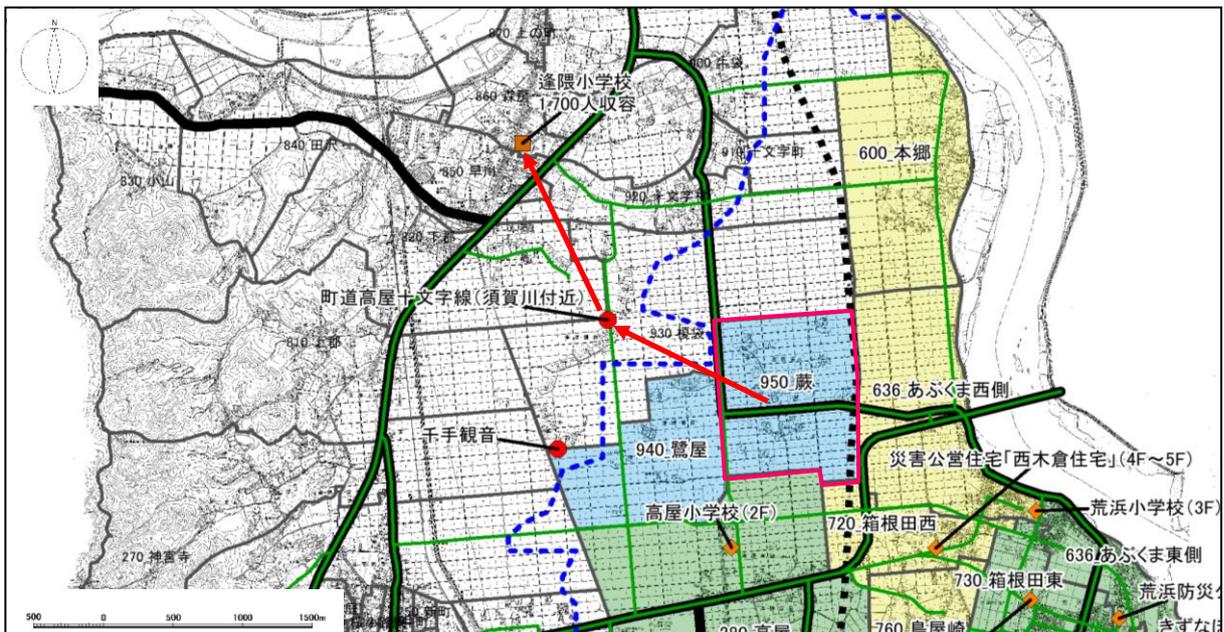
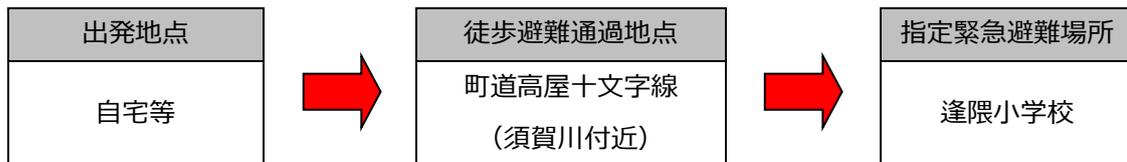
津波避難方法は、以下の4パターンに分かれます。

No	パターン	津波避難方法
1		徒歩による水平避難
2		徒歩による垂直避難
3		自動車による水平避難
4		町、関係機関による手段により移動

なお、各地区の津波避難方法は以下に示す方法を基本としますが、各自の判断により、安全と思われる方法を選択して下さい。

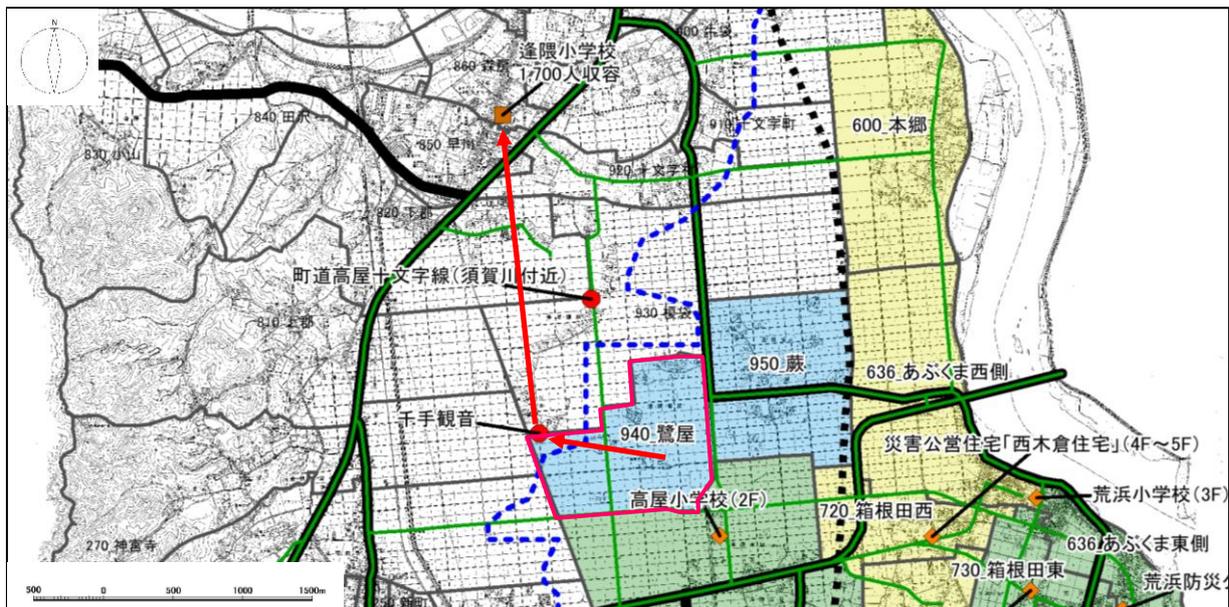
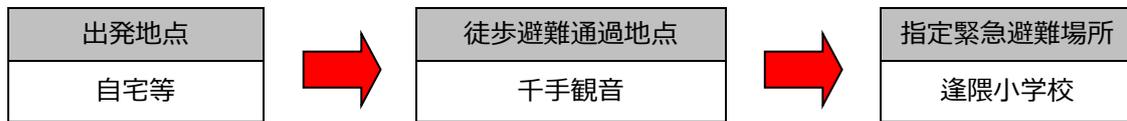
### 1. 蕨

避難方法：徒歩による水平避難を行います。



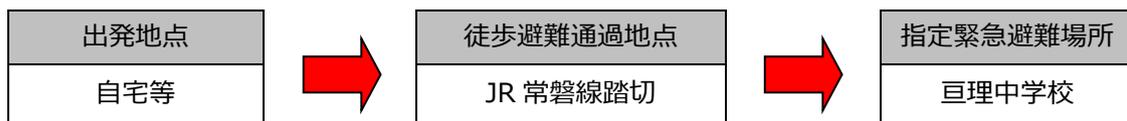
## 2. 鷺屋

避難方法：徒歩による水平避難を行います。



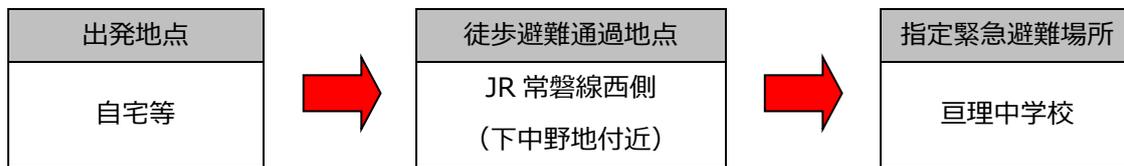
## 3. 柴町

避難方法：徒歩による水平避難を行います。



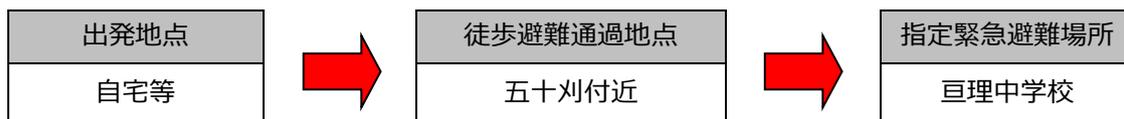
#### 4. 新丁

避難方法：徒歩による水平避難を行います。



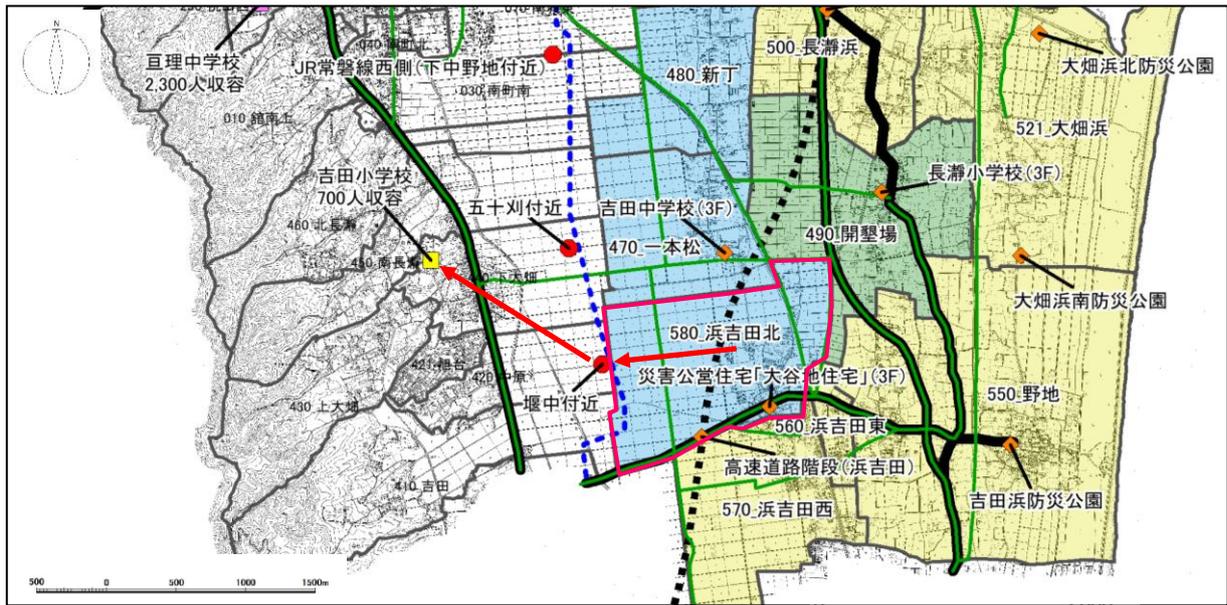
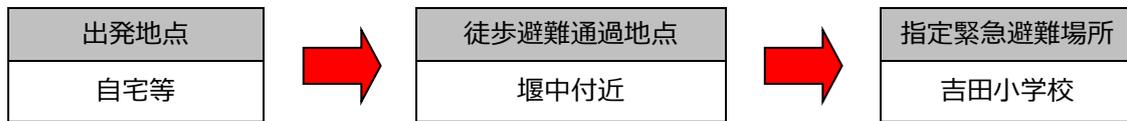
#### 5. 一本松

避難方法：徒歩による水平避難を行います。



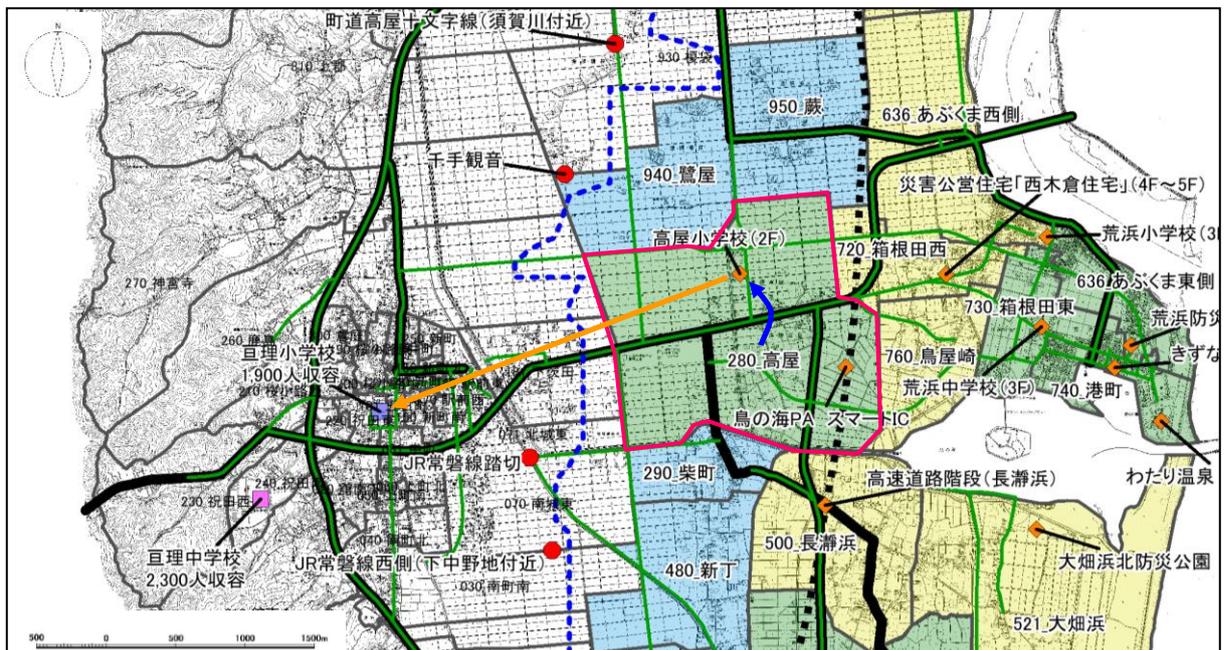
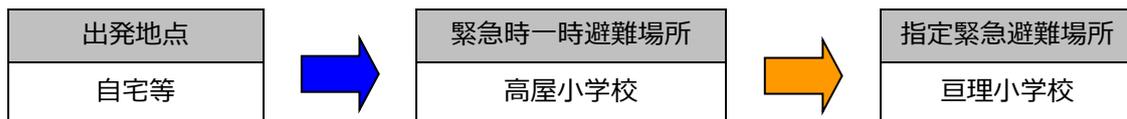
## 6. 浜吉田北

避難方法：徒歩による水平避難を行います。



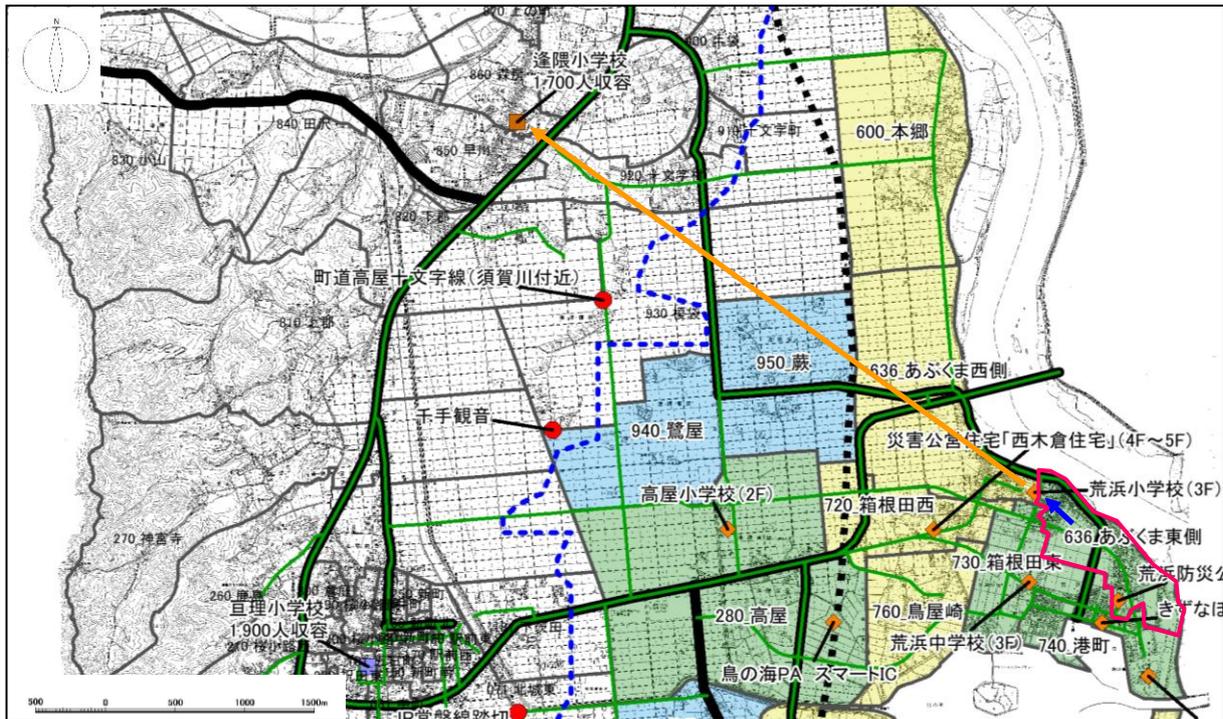
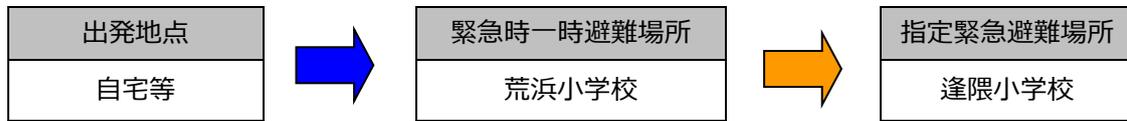
## 7. 高屋

避難方法：徒歩による垂直避難を行います。



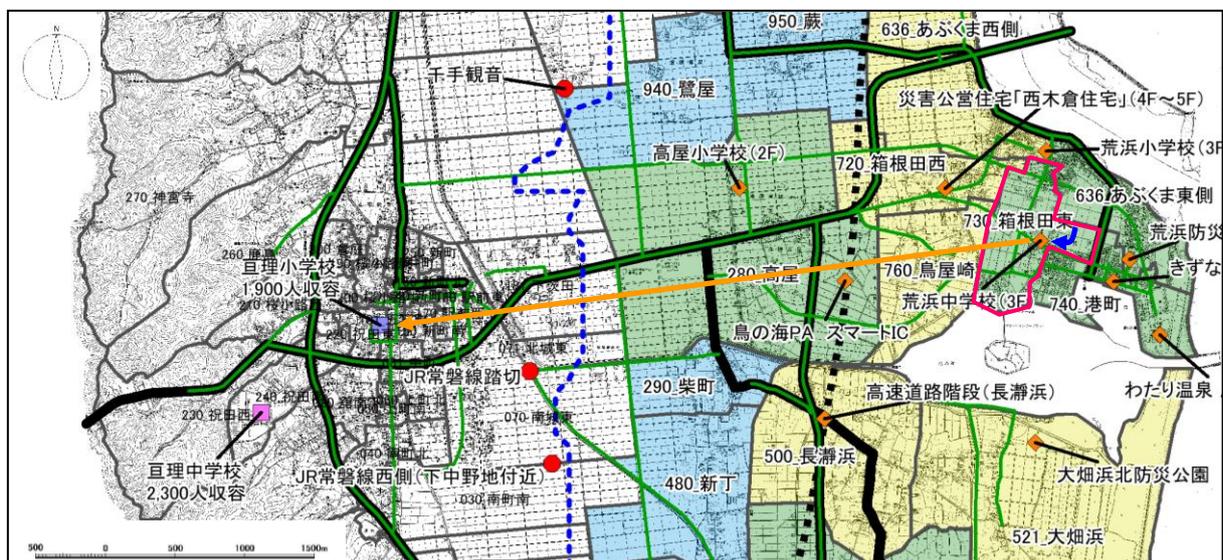
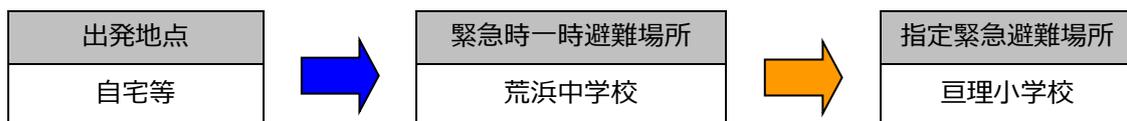
## 8. あぶくま東側

避難方法：徒歩による垂直避難を行います。



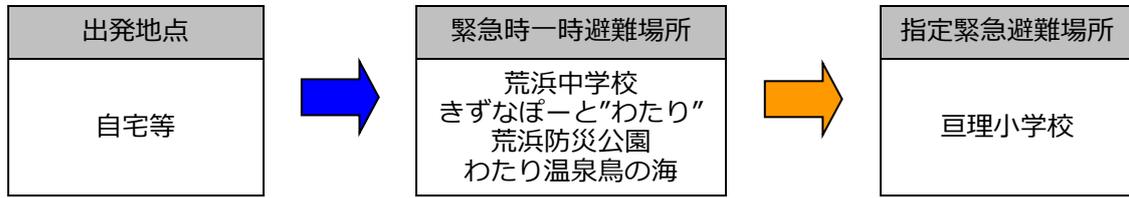
## 9. 箱根田東

避難方法：徒歩による垂直避難を行います。



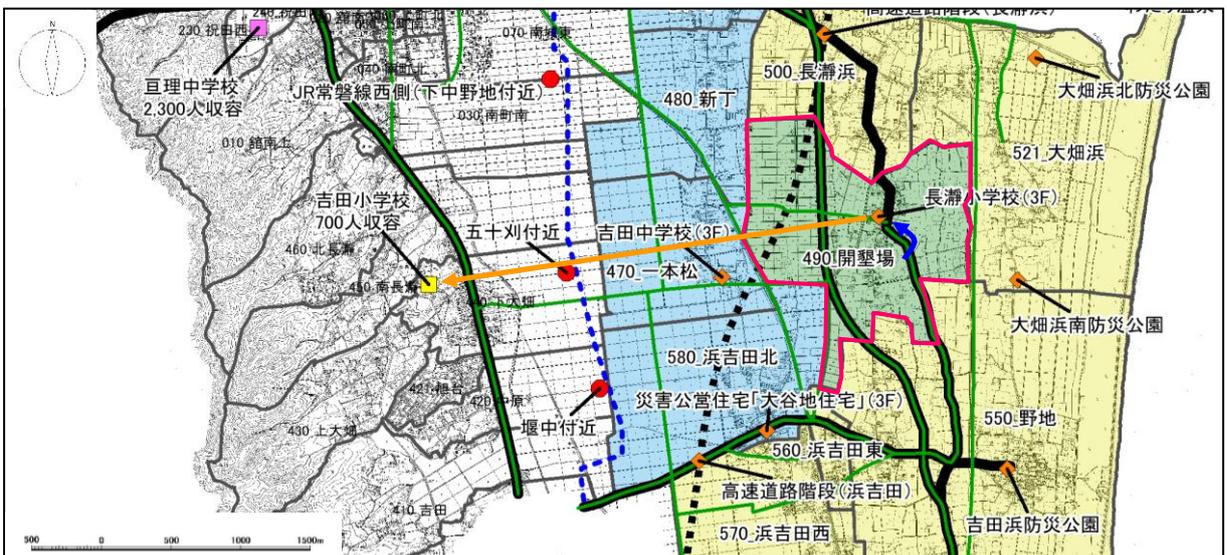
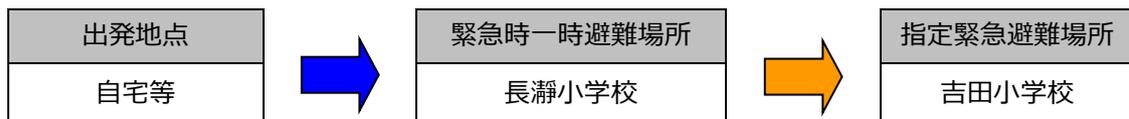
## 10. 港町

避難方法：徒歩による垂直避難を行います。



## 11. 開墾場

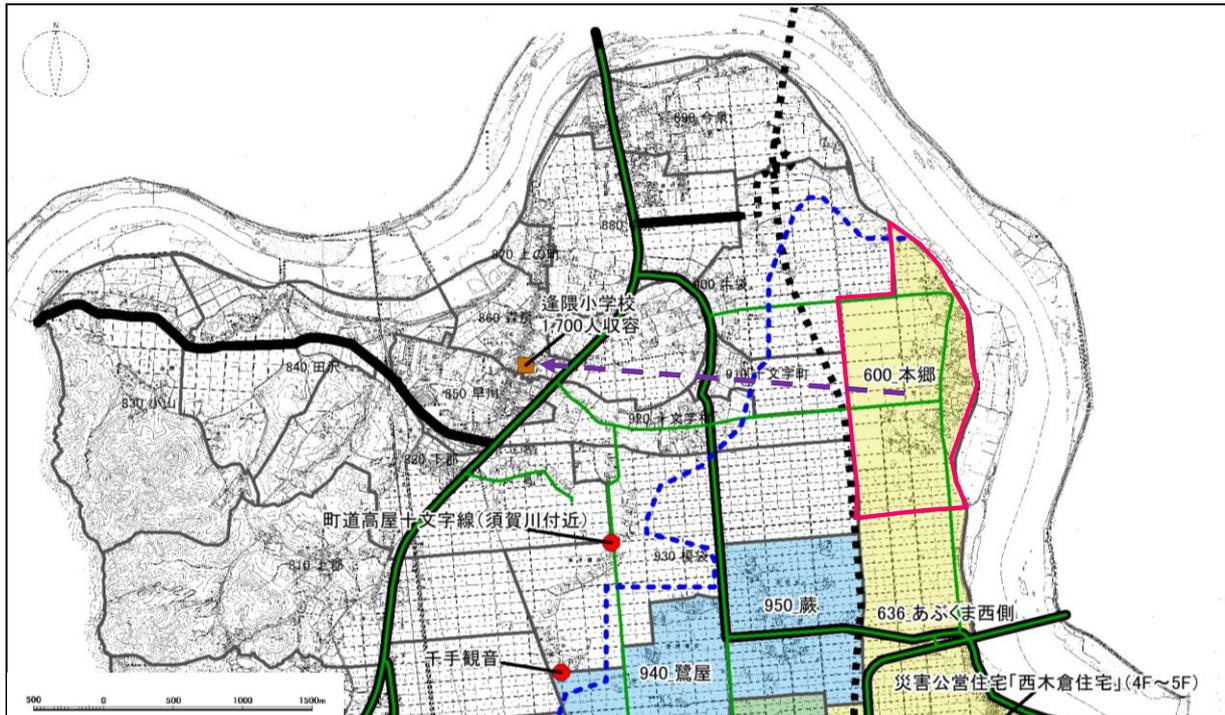
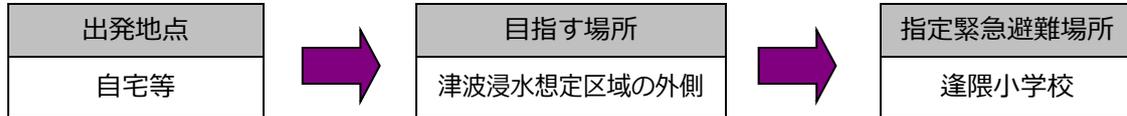
避難方法：徒歩による垂直避難を行います。



## 12. 本郷

避難方法：

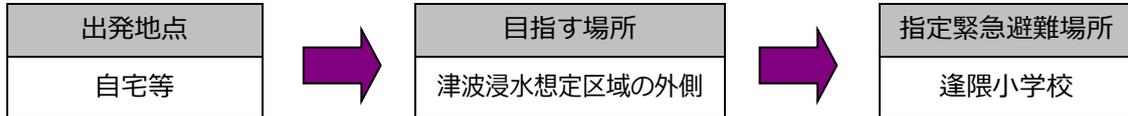
☆避難時に自動車が利用できる方：自動車による水平避難を行います。



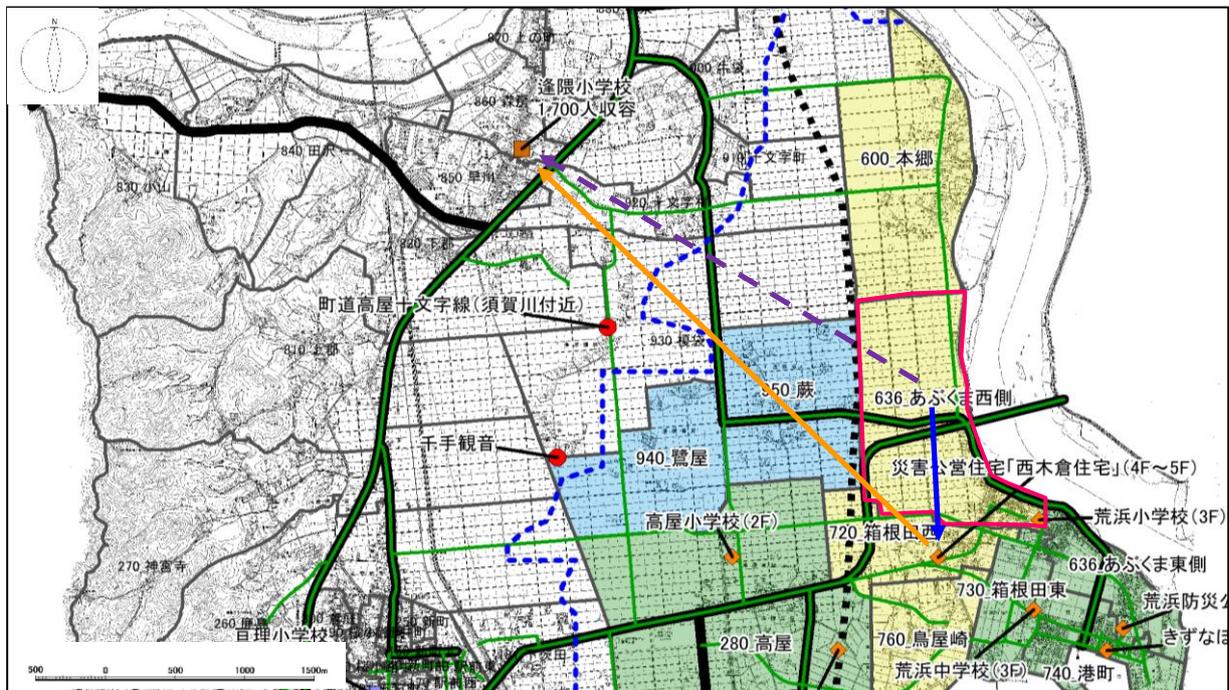
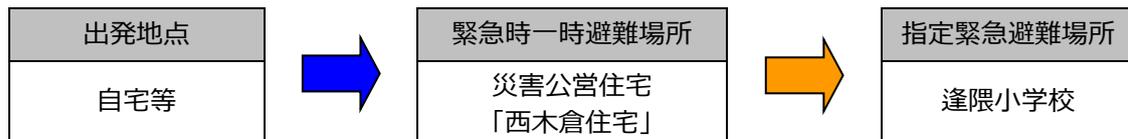
### 13. あぶくま西側

避難方法：

☆避難時に自動車が利用できる方：自動車による水平避難を行います。



☆避難時に自動車が利用できない方：徒歩による垂直避難を行います。

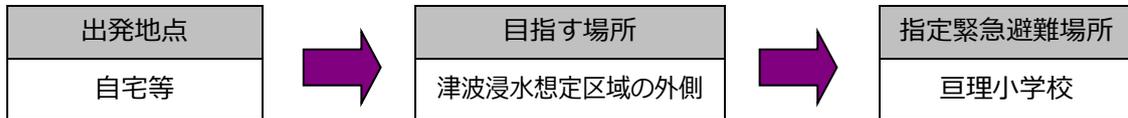




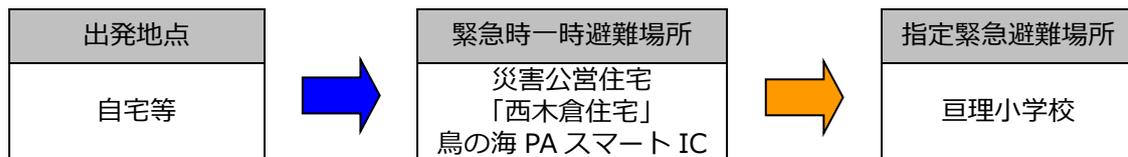
## 15. 鳥屋崎

避難方法：

☆避難時に自動車が利用できる方：自動車による水平避難を行います。



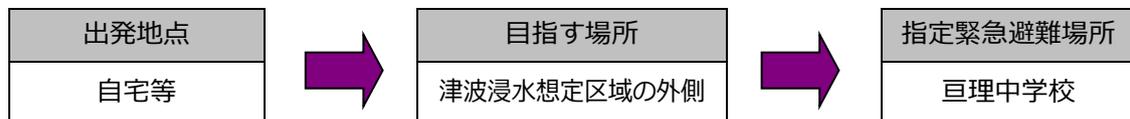
☆避難時に自動車が利用できない方：徒歩による垂直避難を行います。



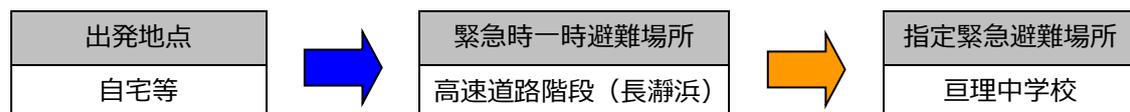
## 16. 長瀬浜

避難方法：

☆避難時に自動車が利用できる方：自動車による水平避難を行います。



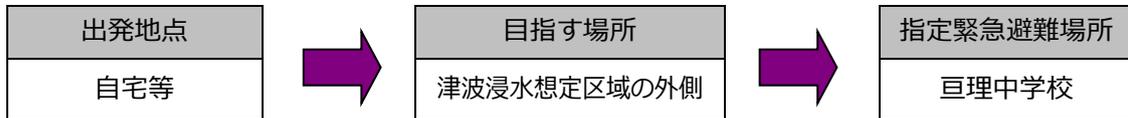
☆避難時に自動車が利用できない方：徒歩による垂直避難を行います。



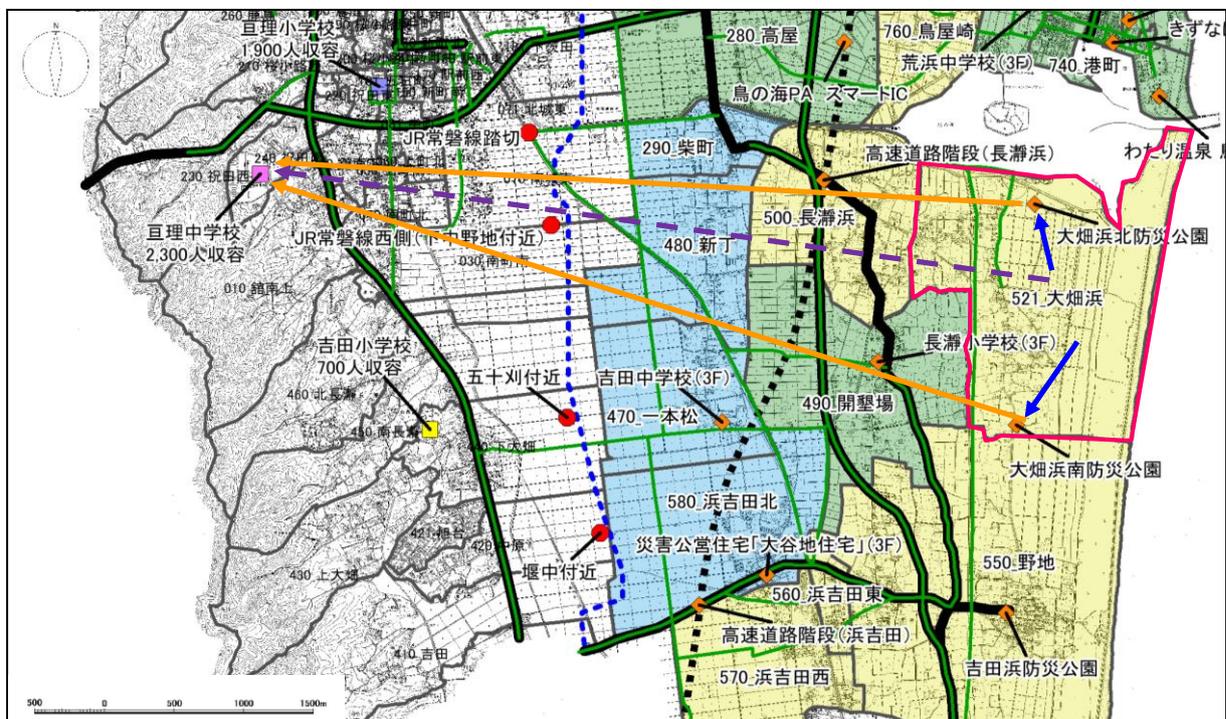
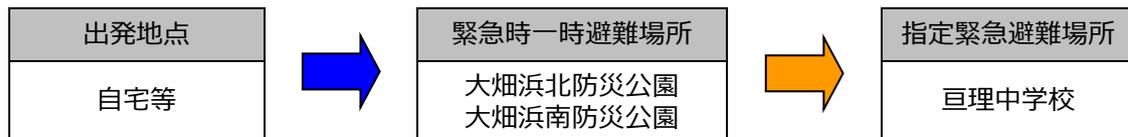
## 17. 大畑浜

避難方法：

☆避難時に自動車が利用できる方：自動車による水平避難を行います。



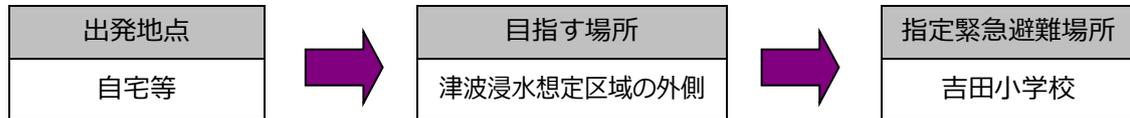
☆避難時に自動車が利用できない方：徒歩による垂直避難を行います。



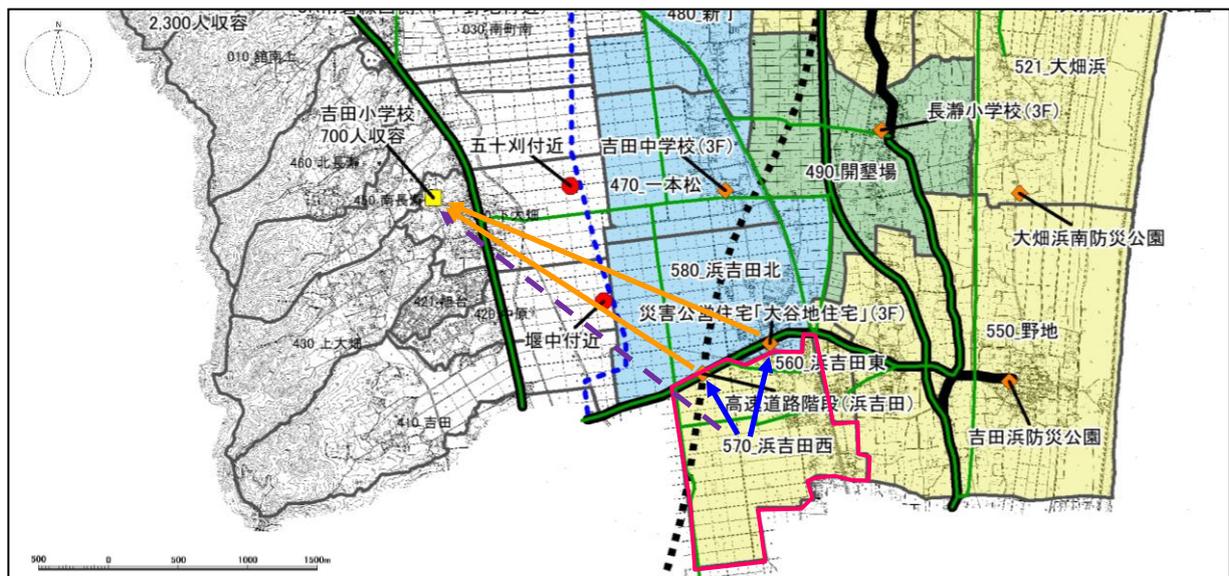
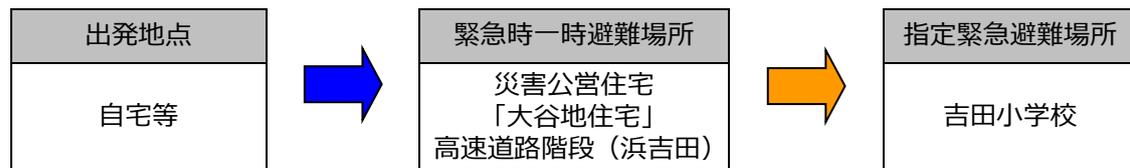
## 18. 浜吉田西

避難方法：

☆避難時に自動車が利用できる方：自動車による水平避難を行います。



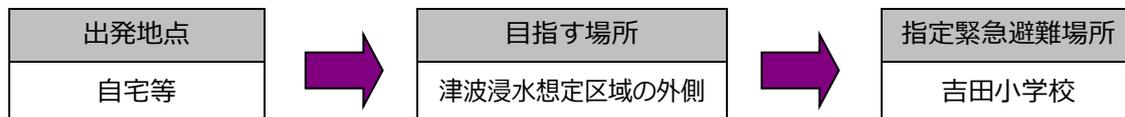
☆避難時に自動車が利用できない方：徒歩による垂直避難を行います。



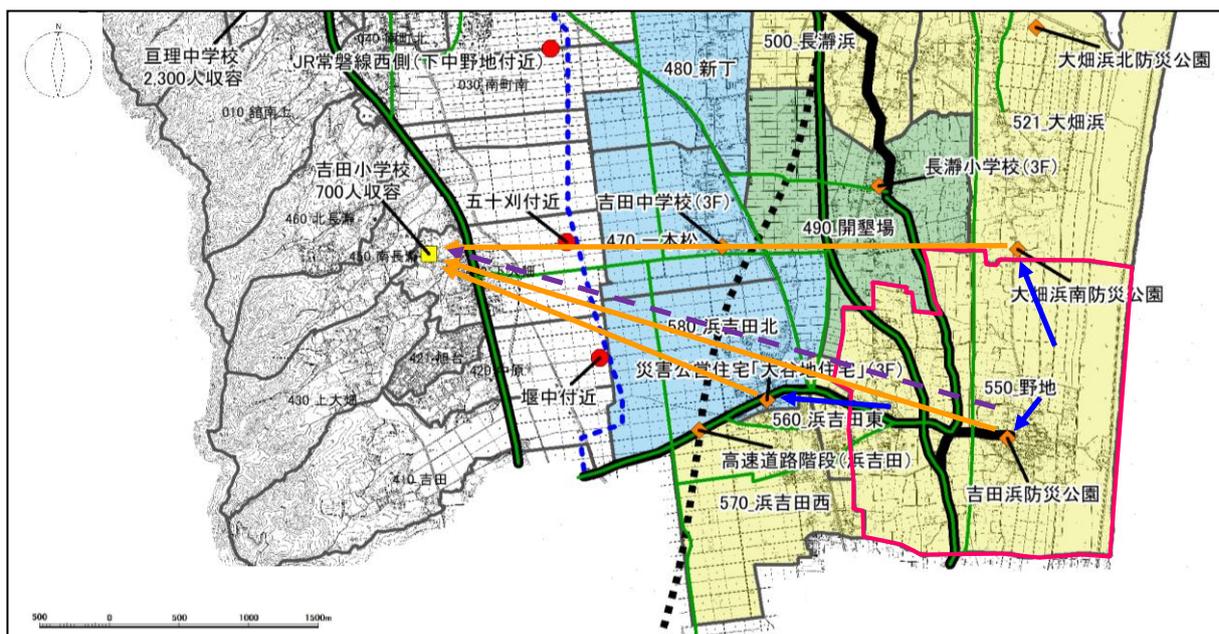
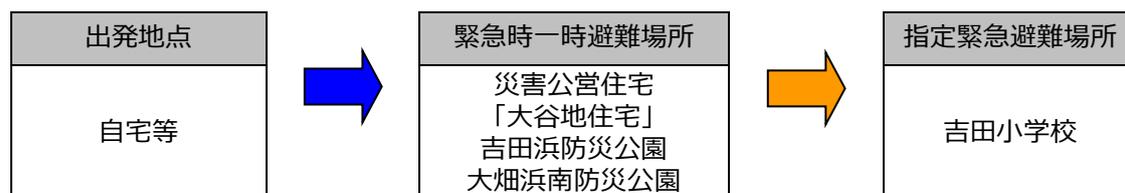
## 19. 野地

避難方法：

☆避難時に自動車が利用できる方：自動車による水平避難を行います。



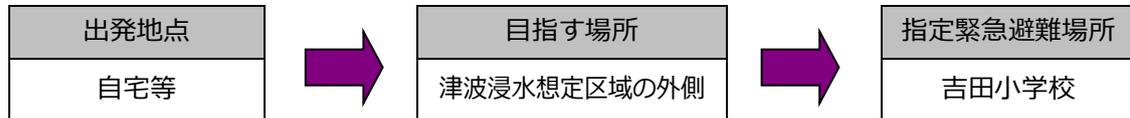
☆避難時に自動車が利用できない方：徒歩による垂直避難を行います。



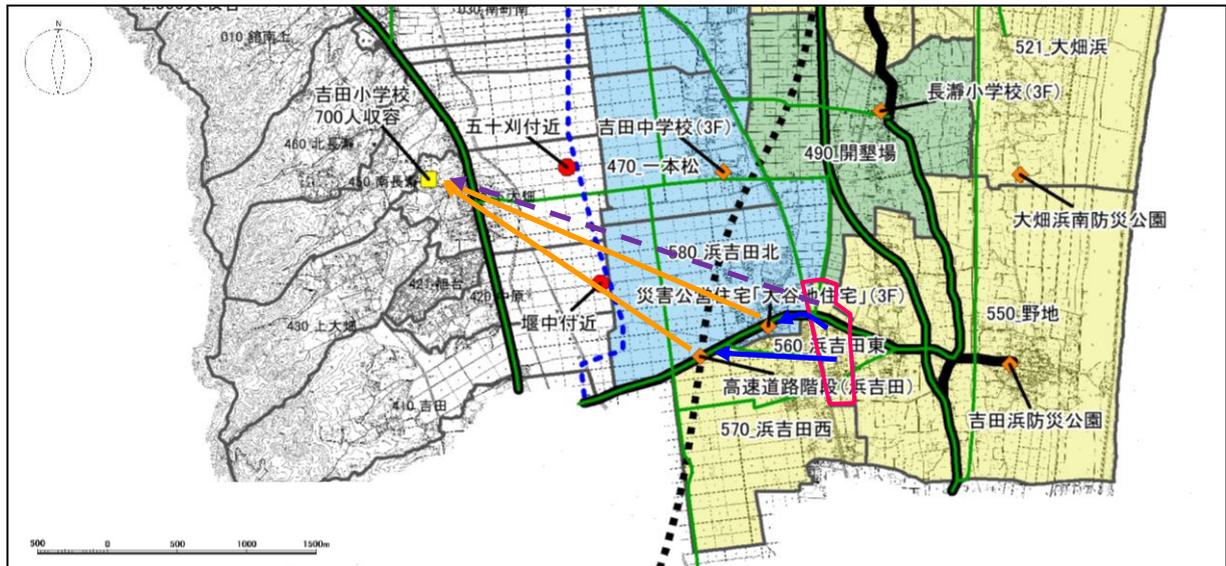
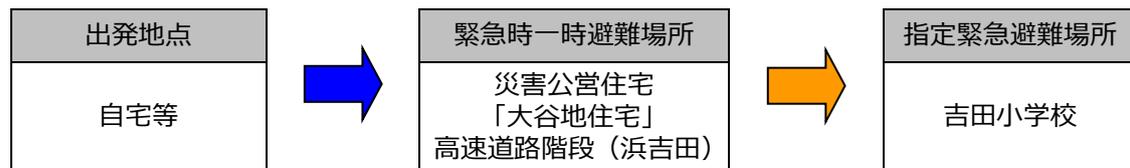
## 20. 浜吉田東

避難方法：

☆避難時に自動車が利用できる方：自動車による水平避難を行います。



☆避難時に自動車が利用できない方：徒歩による垂直避難を行います。



## II-8. 町民等の津波避難に関する行動

津波による人的被害をできるだけ軽減するには、「津波から逃げる事」が基本であることから、以下の事項に留意し行動して下さい。

- 強い地震（震度4程度）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の発生を想定して、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難します。
- 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報・津波警報等を見聞きしたら、速やかに避難します。
- 海浜、漁港など海岸保全施設等より海側にいる人は、津波注意報でも海岸付近から避難します。
- 町民等が早い段階から避難を開始することにより、人的被害の軽減のほか、消防団員や警察官等の避難誘導・支援者等の負担や危機の軽減にもつながることから、津波の到達に余裕があっても早めに避難行動を開始します。
- 避難にあたっては徒歩によることを原則とします。
- 他の地域住民の避難を促すため、自ら率先して避難行動をとって下さい。
- 津波注意報が解除されるなど、安全が確認されるまでは避難行動を続けます。
- 避難の際は、暖かい服装を心がけるとともに、可能であれば水・食料等の非常時持出品を持参して下さい。

## II-9. 消防団員の避難誘導等の活動に関する行動

消防団員の避難誘導等の活動は、あらかじめ定めた活動計画等によることを基本とし、特に、消防団員の安全を確保するため、以下の事項に留意し行動して下さい。

- 地震が発生した場合には、地震の大きさに関わらず、直ちに町や放送関係機関等から発信される津波に関する情報を収集します。
- 防災行政無線、緊急速報メール等により津波警報等が発表されたことを覚知した場合には、あらかじめ定められた活動計画、退避ルールを遵守し、避難誘導等の活動を行います。
- 必ず、複数人で活動します。
- 津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ設定した、活動可能時間を遵守します。
- 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避します。

## II-10. 港等における津波避難に関する行動

### (1) 港等周辺の事業者等

港等の周辺は、津波の到達が早く、被害が特に大きくなると予想される地域であることから、港等周辺の事業者等は、以下の事項に留意し行動して下さい。

- 地震が発生した場合には、地震の大きさに関わらず、直ちに町や放送関係機関等から発信される津波に関する情報を収集します。
- 津波警報等が発表された場合、避難指示等が発令された場合、又は施設責任者等が自主的な避難を行う場合には、あらかじめ各事業所等で定めた避難計画により、従業者等の避難を実施します。

### (2) 釣り客等の海岸利用者

港等の周辺は、津波の到達が早く、被害が特に大きくなると予想される地域であることから、釣り客等の海岸利用者は、以下の事項に留意し行動して下さい。

- 地震が発生した場合には、地震の大きさに関わらず、直ちに町や放送関係機関等から発信される津波に関する情報を収集します。
- 防災行政無線、緊急速報メール等により津波警報等が発表されたことを覚知した場合には、直ちに津波避難場所等の安全な場所に避難します。

## II-11. 要配慮者の避難誘導支援に関する行動

### (1) 要配慮者

<b>要 配 慮 者</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 高齢者</li><li>2. 障害者（障害児）</li><li>3. 乳幼児・児童（特に低学年児童）</li><li>4. 日本語の理解が十分でない外国人</li><li>5. 一時的な行動支障を負っている妊産婦や傷病者</li><li>6. 地理に疎い旅行者・観光客</li><li>7. そのほか津波からの避難に配慮が必要となる者</li></ol>
----------------------------	--

### (2) 避難誘導に関する支援行動

要配慮者の避難誘導の支援は、以下の事項に留意し行動して下さい。

- 自力で避難できない者に対しては、自主防災組織等の地域ぐるみで、要配慮者の避難誘導を行います。
- 地域に居住する要配慮者の避難誘導は、事前に把握されている居住実態や傷病の程度等に応じて、適宜、最も適した方法で行います。

## II-12. 社会福祉施設・医療機関における津波避難に関する行動

社会福祉施設・医療機関における津波避難は、以下の事項に留意し行動して下さい。

- 地震が発生した場合には、地震の大きさに関わらず、直ちに町や放送関係機関等から発信される津波に関する情報を収集します。
- 防災行政無線、緊急速報メール等により津波警報等が発表されたことを覚知した場合、施設管理者は、夜間対応等の事前に定めた避難計画により、入院患者、施設入所者等の避難誘導を実施します。
- 避難誘導を行う際には、入所者等の身体的特徴に配慮した誘導を実施します。

## II-13. 学校等における津波避難に関する行動

学校・幼稚園・児童福祉施設における児童・生徒・幼児の避難誘導は、以下の事項に留意し行動して下さい。

- 地震が発生した場合には、地震の大きさに関わらず、直ちに町や放送関係機関等から発信される津波に関する情報を収集します。
- 防災行政無線、緊急速報メール等により津波警報等が発表されたことを覚知した場合、学校等の責任者は、在校園時、登下校園時、校園外活動時、学校施設活用事業時、在宅時等の各発生状況に応じ、事前に定めたマニュアル・避難計画等により、教職員・児童生徒等の安否確認、及び避難誘導を実施します。
- 防災行政無線、緊急速報メール等により最新の情報を収集し、必要に応じた避難を行います。
- 避難誘導を行う際には、逃げ遅れることがないように人員を確認します。
- 自力で避難出来ない児童生徒等は、指定職員が介助して避難します。

## II-14. 集客施設における津波避難に関する行動

商業施設等、不特定多数の人が出入りする施設における津波避難は、以下の事項に留意し行動して下さい。

- 地震が発生した場合には、地震の大きさに関わらず、直ちに町や放送関係機関等から発信される津波に関する情報を収集します。
- 防災行政無線、緊急速報メール等により津波警報等が発表されたことを覚知した場合、施設管理者は事前に定めた避難計画により、利用者や従業員等の避難誘導を実施します。
- 利用者に要配慮者がいる場合、要配慮者の特徴を考慮した避難誘導を実施します。

---

# 巨理町津波避難計画

初 版 平成26年 2月 策定

第2版 令和 2年 4月 改定

巨 理 町

---